中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の２第１項の確認（同項第１号に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　災害等特例中小企業者について

災害等特例中小企業者の種別	□　特定贈与認定中小企業者 □　特定相続認定中小企業者 □　贈与認定前中小企業者 □　相続認定前中小企業者
法第12条第１項の認定の年月日及び番号	年　月　日（　号）
災害が発生した日	年　月　日
贈与の日　又は相続の開始の日	年　月　日
贈与税申告期限　又は相続税申告期限	年　月　日

2　規則第13条の２第１項第１号関係

災害により被害を受けた資産（施行規則第１条第12項第２号の特定資産を除く。）の明細表			
種別	資産名	帳簿価額	所在地
災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	(1)小計	円	
資産の帳簿価額の総額	(2)	円	
資産の帳簿価額の総額に対する災害により滅失をした資産の帳簿価額の合計額の割合	(3)＝(1)／(2)	%	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　施行規則第13条の２第２項各号に掲げる書類（当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付する。

（記載要領）

1　単位が「%」の欄は小数点第２以下を切り捨てる。

2　「災害等特例中小企業者の種別」については、該当するいずれかの「□」にチェックする。

3　「法第12条第１項の認定の年月日及び番号」については、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者は空欄とする。

4　「２　規則第13条の２第１項第１号」の「災害により被害を受けた資産」が６以上ある場合は同様の欄を追加して記載する。

5　「２　規則第13条の２第１項第１号」の「帳簿価額」「資産の帳簿価額の総額」の欄は、「災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における帳簿価額」を記載する。ただし、直前の事業年度末日から災害の発生した日までの間に当該資産について著しく増減がないため、帳簿価額の計算に影響が少ないと認められるときは、災害が発生した日が属する事業年度の直前の事業年度末日における貸借対照表に計上されている帳簿価額を記載しても差し支えない。

様式第20の２

規則第13条の２第１項の確認に係る確認申請書

年　月　日

都道府県知事　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の２第１項の確認（同項第２号に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　災害等特例中小企業者について

災害等特例中小企業者の種別	□　特定贈与認定中小企業者 □　特定相続認定中小企業者 □　贈与認定前中小企業者 □　相続認定前中小企業者
法第12条第１項の認定の年月日及び番号	年　月　日（　号）
災害が発生した日	年　月　日
贈与の日　又は相続の開始の日	年　月　日
贈与税申告期限　又は相続税申告期限	年　月　日